

スポーツ団体の宿泊費を補助します！

市内宿泊
限定



事業名 南島原市スポーツ団体宿泊促進補助金

対象事業 スポーツ団体が実施する合宿で次の要件を全て満たすこと

- ①スポーツ活動を目的とした合宿又はスポーツ大会に参加するための宿泊であること
- ②南島原市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設であって、バンガロー、コテージ、キャンプ場等を除く。）を利用すること
- ③営利活動を目的にしないこと

※南島原市外のスポーツ活動及び大会であっても南島原市内に宿泊する場合は対象となります。

対象者 学生で構成されたスポーツ団体（部長、監督、コーチ、トレーナーなどの指導者を含むが、学生コーチやマネージャーは除く）
※ただし、補助の対象となる指導者等は5人を限度とします。

補助金額 延べ宿泊者数×1,000円

限度額 10万円／年度（本市と包括連携協定を締結している場合は20万円）

申込方法 裏面の手順に沿って商工観光課へ必要書類を提出してください。
※予算等の都合によりご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

【お問い合わせ】
商工観光課 観光振興班(担当:吉岡)
☎0957-73-6633
メール: kankou@city.minamishimabara.lg.jp

市ホームページ
(補助金の詳細はコチラ)



申請手順

※申請様式は市ホームページから入手してください。

【合宿前】

①補助対象となるかの確認(要綱確認)

②以下の書類の提出

- ・合宿申込書(様式第1号)
- ・合宿計画書(様式第2号)
- ・合宿承諾書(様式第3号)(学校の場合)
- ・チーム登録申請の写し(クラブチームの場合)



【合宿後】

①以下の書類の提出(※合宿を実施した日の翌月15日までに)

- ・交付申請書(様式第4号)
- ・合宿実績書(様式第2号)
- ・宿泊利用証明書(様式第5号) **※押印した原本が必要**
- ・補助金振込先の団体の通帳の写し(金融機関、口座番号、名義人が分かる部分)

市から申請者へ「交付決定及び確定通知書」を送付します。

【市から通知後】

交付請求書(様式第7号)の提出 **※押印した原本が必要**



補助金振込